

鳥取県告示第446号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、消毒方法の実施の命令をするので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

口蹄疫^{てい}の発生を予防するため

2 実施する区域

県下全域の偶蹄類^{てい}の動物を飼養する施設（炭酸ソーダの4パーセント水溶液及び消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行うものを除く。以下「飼養施設」という。）

3 実施の期日

平成22年7月15日から同年8月14日まで

4 消毒方法及びその実施方法

炭酸ソーダの4パーセント水溶液等を用いて飼養施設に出入りする者の作業靴及び車両を消毒し、並びに消石灰等を用いて飼養施設の進入路等を消毒する。